

第18回 技術委員会（平成16年度第4回） 議事録（案）

・日 時：平成17年1月14日（金） 10：00～12：00

・場 所：虎ノ門パストラル ミント（新館4F）

・出席者（敬称略・順不同）

委員長：大島

委員 朝田、安藤、飯田、石田、石崎、井出、伊藤、伊橋、遠藤、片野、加藤、川原、功刀、小泉、小林、酒井（代理：小林）、佐川、椎木、庄賀（代理：宮越）、鈴木、清木（代理：村田）、谷、辻川、坪井、中田（代理：熊野）、西本、能重、野村^実、平野、本田、満田、渡辺

KHK：大角、岩崎、田邊、神門、大内、松木、久本、松本、長沼、小山田、吉村

高压ガス

LNG協会：杉浦、桑原、宮下

傍 聴：谷川、笹尾、藤井（以上 経済省保安課）

・配付資料

資料17 第17回技術委員会（平成16年度第3回）議事録

資料18 LNG受入基地に関する検査の考え方について

資料19 定期自主検査指針・保安検査基準（コンビ則）との主な違い

資料20 LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会での意見対応

資料21 高压ガスLNG受入基地設備定期自主検査指針（案）

資料22 - 1 高压ガスLNG受入基地設備保安検査基準（案）

資料22 - 2 高压ガスLNG受入基地設備保安検査基準（案）説明用資料

資料23 LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会設置主旨、

委員名簿及び検討経緯

資料24 化学・石油部会書面投票結果

資料25 高压ガス及び火薬類保安分科会高压ガス部会
保安検査規格審査小委員会 評価書（案）

資料26 保安検査基準変更（案） 例：コンビ則関係

・議事概要

1 . 挨拶

1) 大角会長挨拶

本年もよろしくお願い申し上げます。

本日は2件の審議を予定しております。1件目は、技術委員会にてご検討いただき制定いたしましたコンビ則等の保安検査基準6基準に関しまして、国によるレビューがほぼ終了しましたので、その報告及び一部修正の提案がありますのでご説明いたします。

2件目は、LNGのレシーピングターミナルに係る定期自主検査指針、保安検査基準についての提案です。LNG基地の設備は電事法やガス事法の適用を受けるものもありますが、これらに比べ高圧法が遅れておりますので、他法令並に合理化しようとするものです。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

2) 大島委員長挨拶

本年もよろしくお願い申し上げます。大角会長の挨拶にありましたように本日は2件の審議を予定しております。

昨年は、技術委員会として新たな仕組みでKHK基準の制定を行いました。試行錯誤ではありましたがとりまとめることができました。これも皆様方のご協力の賜です。ありがとうございました。

本日は、制定したKHK基準について一部変更の提案があるようですので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

2 . 前回議事確認

事務局より事前に送付の上、各委員に確認いただいた結果、語句について2箇所訂正(2頁:3行目「開放」 『開放検査』、18行目「開放周期」 『開放検査周期』)したものを成案として本日本配布(資料17)している旨説明があり、確認は省略することとした。

3 . 議事(1)平成16年11月制定 保安検査基準(6基準)の経済産業省における審査状況等について

1) 議事に先立ち大角会長より次の説明があった。

国のレビューの課程で、制定した基準にケアレスミスがあったことに気がつきました。埋設貯槽の外表面目視はできませんので、砂の乾燥状況等の確認で代替する旨整理しましたが、同様の問題で埋設貯槽に係る基礎等も目視できませんがこちらにはその旨明記していませんでした。

また、“劣化損傷のおそれのない設備”について非破壊検査不要としましたが、その評価のための参考資料は特に添付しておりませんでしたので、学説等を参考にまとめた参考資料を添付したいと考えます。

2) 事務局より資料25に基づき、保安検査規格審査小委員会評価書(案)について

て説明があった。

3)事務局より資料26に基づき、保安検査基準変更(案)について説明があった。

以上の説明の後、大島委員長より資料26の説明による変更点については表現の明確化に関する範疇のものであり、技術的事項ではないので前回議事録にあるように変更については委員長及び部会長一任とする旨説明があった。

事務局説明及び大島委員長の説明に対し特に意見はなく、了承された。

なお、1月21日に国の審査小委員会が開催されるため、その場で意見等があり、対応が必要となることも考えられるが、技術的事項でなければこれも委員長及び部会長一任することとされた。

4. 議事(2) 高圧ガスLNG受入基地設備定期自主検査指針・保安検査基準(案)の書面投票の実施について

1)事務局より資料23及び24に基づき、高圧ガスLNG受入基地設備定期自主検査指針・保安検査基準(案)のこれまでの検討経緯及び化学・石油部会での書面投票結果について説明があった。

2)高圧ガスLNG協会より資料18～22-2に基づき、高圧ガスLNG受入基地設備定期自主検査指針・保安検査基準(案)について説明があった後、以下の意見交換等があった。

大前提となるLNGの腐食性の問題について、資料18の4-1頁では腐食成分は液化基地での精製過程で除去される…とされている。一方、4-2頁では例えば、水銀については「水銀除去設備後…」とされており、精製過程で除去できなくとも対応できるとも判断できる。

腐食性がないとの物性補償は精製過程でなされるものなのかどうか。

産地により水銀等の腐食成分濃度に差があるので液化基地側で除去設備等を設けている。

現実的には考えにくいですが、仮に限界値をこえる腐食成分を含んだLNGが輸入された場合、提案の基準(案)との関係はどうなるのか。

受入時の成分分析についての質疑が化学・石油部会でもあった。海外の液化基地での検査結果を信用するとのことであり、部会としてもそれを了承した。受入時の検査を行わなくて本当によいのか。万が一違うものが入ってきた場合のことを考慮すべきである。単に腐食性がないからという問題でない。

腐食成分例えば、水銀の問題はLNGではないが沖縄で現実に起きた問題である。何故、水銀が含有されたLPGが使われたのか、分析等チェックは行われていなかったのか。

水銀に関しては成分分析が行われていなかった。この件に関しては、KHKで確認実験を行い不具合が発生する可能性のあることを確認している。この結果等を踏まえ、現在、LPガス中の水銀濃度については日本LPガス協会の自主基準によることとなる。

L N Gの腐食成分の制限値を設けるべきかについては、専門委員会で議論があった。しかし、輸入に際しては海外の液化基地との間の契約の関係で、液化基地側及び契約時に定めた腐食成分の制限値を大幅に超えることは考えられず、受入時に毎回分析せずとも担保できると判断した。

資料20の2頁中「ガス濃度1.0%」の意味は、漏えいするのは100%のL N Gでないか。

ガス検知器の精度である。

以上の意見交換等の後、高圧ガスL N G受入基地設備定期自主検査指針・保安検査基準(案)の書面投票の実施の可否について議決を行った結果、出席委員全員の了承が得られた。

書面投票については、配付の投票用紙にて実施する旨及び投票期日は本日から1月24日(月)までである旨事務局から説明があった。

また、投票の結果議決されればパブリックコメントを1ヶ月間実施する旨も併せて説明があった。

なお、パブリックコメントの実施に当たり、本日配付した基準・指針(案)から“てにをは”の修正が必要になった場合は、委員長及び部会長一任とされた。

以上